

審査申出の概要及び申出書記載上の注意について

1 審査の申出の概要（地方税法第432条）

- (1) 固定資産税の納税者は、課税台帳に登録された価格（固定資産税課税明細書の評価額のこと。以下「価格」という。）に関する事項について不服がある場合、東広島市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査の申出をすることができます。
- (2) 審査の申出をすることができる者は、固定資産税の納税者本人に限られており、納税者の親族、借家人・借地人、納税管理人は審査の申出をすることはできません。ただし、納税者が審査の申出について代理人を選任することは自由です。その場合、納税者からの委任状が必要となります。
- (3) 審査委員会に対し審査の申出ができる事項は、価格に限定されていますが、価格を算出する次のような要因は含みます。

ア 土地の場合

路線価（標準宅地から路線価を付設するための比準項目・比準係数等）、地目、地積、画地形状の認定、適用された画地計算法、画地計算に当たって補正等の適用の要否とその補正係数

イ 家屋の場合

家屋の種別・床面積の認定、適用された再建築費評点基準表の種類、付設した評点数（評点項目、補正係数）、経年減点、損耗減点、需給事情減点等の補正の適用の要否とその補正係数

- (4) 審査の申出ができない事項は次のとおりです。

ア 「価格」に関しない事項で（3）以外の事項

例：評価額は下がっているのに、税額が前年度より上がっている

住宅用地の特例が適用となっておらず税額が高い

非課税規定に該当する資産であるにもかかわらず課税された

納税義務者でないのに、課税された

課税物件が存在しないのに課税された

減免が適用されるべきなのに適用されていない

※ 行政不服審査法による市長への審査請求をすることができる場合があるので、資産税課にご相談ください。

イ 基準年度（評価替え年度）以外の年度における据え置かれた価格

ただし、評価替え年度以外の年度（第2年度又は第3年度）の賦課期日において、地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があるため評価替えすべき旨を申し立てる場合は審査の申出をすることができます。

また、新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋の価格や、土地の下落修

正の適用に関する事項についても審査の申出をすることができます。

※ 基準年度の価格の基礎となった路線価や画地計算等の事項についての不服は、評価替え年度以外の年度で審査の申出ができませんので注意してください。

ウ 登記簿登録事項

ただし、登記簿に登録された事項が実際と異なっており、これを基礎として評価されたことを理由として固定資産の価格に不服があるとする場合には、審査の申し出をすることができます。

エ 県知事又は総務大臣が決定し又は修正し市長に通知した価格

これらについては県知事又は総務大臣に不服申立をすることができます。

オ 評価制度や評価基準自体の違法性

審査委員会の権限外の事項です。

(5) 審査の申出期間は、次のとおりです。

ア 固定資産税課税台帳の台帳登録の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間

イ 価格の決定又は修正の通知を受けた日から3か月以内

※ 審査の申出期間を過ぎて提出した場合は、審査の対象となりませんので必ず期間内に提出してください。

2 審査の進め方について

(1) 書面審理（地方税法第433条第2項）

審査は、原則として書面により行います。

審査申出書、市長が提出する弁明書、弁明書に対する審査申出人の反論書、反論書に対する市長の再弁明書等を審理していきます。

審査の流れについては別紙 手続き図をご参照ください。

(2) 口頭審理（地方税法第433条第6項、第7項）

審査委員会が必要と認めた場合には、審査申出人、市町村長又は評価員その他関係者の出席を求めて、公開による口頭審理を行うことができます。

口頭による陳述を聴取すること及び審査申出書や市長の弁明書によって、両者の主張、争点、事実関係等を明らかにしていきます。

口頭審理の手続きを行うかどうかは審査委員会の判断によりますので、たとえ申出人が希望したとしても希望に副えるとは限りません。ご了承ください。

3 口頭意見陳述について

審査申出書に記載した内容を補完するために、申出人から求めがあった場合には、審査委員会に対して口頭で意見を述べる機会を設け、その日程を申出人に通知します（地方税

法433条第2項ただし書)。

ただし、あくまで申出人が意見を主張する場ですので、審査委員に対して質問したり、意見や感想を求めたりすることはできません。

4 審査申出書及び申出明細書の記載方法について

次の事項に注意して、漏れのないように記載してください。記載内容に不備があった場合、補正を命じる、あるいは受理できないことがありますので、ご注意ください。

- (1) 審査申出書と申出明細書(土地、家屋、償却資産の3種類に別れています。)は、「正本」「副本」の2通を提出してください。(「控」に受付印が必要な場合は、「控」を含む3通を提出してください。受付後に「控」を「受付の証」としてお返しします。)
- (2) この審査申出書には押印が必要です(東広島市固定資産評価審査委員会条例第4条第4項)。正本と副本それぞれに押印されているか必ず確認してください。
- (3) 審査申出人が、法人の時若しくは法人でない社団又は財団であるときは、「代表者及び管理人」の欄についても記入し、その資格を立証する書面(法人登記簿等)を添付してください。
- (4) 審査の申出について代理人を選出したとき又は総代を互選したときは、「代理人及び総代」の欄に記入し、その資格を立証する書面(例えば、代理人のときは“委任状”)を添付してください。ただし、審査委員会に対して「口頭による意見陳述」を申請し、この意見陳述のみを代理人によるときは、「代理人及び総代」の欄に記入しないで“口頭による意見陳述に係る委任状”を添付してください。
- (5) 審理は書面によることを原則としていますが、審査委員会は、審査申出人から求めがあった場合には、審査委員会に対して口頭で意見を述べることができますので、「口頭意見陳述の希望の有無」の欄に、希望の有無を○で囲んでください。なお、表示がない場合は、「口頭意見陳述の希望」がないものとします。
- (6) 「審査の申出に係る処分の内容」は、不服とする価格の具体的な年度と内容を記入してください。

例： 別紙「申出明細書(土地)」に記載の土地に係る、令和〇〇年度の固定資産課税台帳に登録された価格。

- (7) 「審査の申出の物件」の欄へ書ききれないときは、“別紙”を用いてください。
「台帳価格」欄には納税通知書の課税明細に記載の評価額を転記してください。
「決定を求めようとする価格」欄には、審査申出人が申出物件の価格として審査委員会の決定を求めようとする価格を記入してください。
- (8) 「申出の趣旨」、「申出の理由」の欄に書ききれないときは、“別紙”を用いてください。
- (9) 「申出の趣旨」には、どういう結論を求めるのか、簡潔に記入してください。

例： 固定資産課税台帳登録価格を、上記の「決定を求めようとする価格」(〇〇〇円)

に修正することを求める。

この固定資産課税台帳登録価格では高すぎるので（〇〇〇の価格まで）下げてもらいたい。

- (10) 「申出の理由」には、「申出の趣旨」に記載した結論を求める、あるいは不服を持つ理由や根拠をできるだけ具体的に記入してください。

また、主張を立証する参考資料がある場合は、添付するとともに「添付書類」欄にその名称を記入してください。

- (11) 審査申出書が提出されると、まず必要な記載がされているか、添付書類があるか、期限内に提出されたものか等の形式審査を行い、不備があった場合は審査委員会から補正の通知をお送りしますので、その内容に従って補正をしてください。

審査申出書に不備がある場合や、その補正がされない場合は、不適法なものとして却下されることがありますので注意してください。

- (12) 審査委員会が審査申出書を受理した場合には、審査委員会は審査の申出の内容について直ちに必要と認める各般の調査を行いません。

- (13) 審査申出書の提出後、審査の決定までの間に、その記載事項に変更が生じたときは（住所変更や代表者変更等の申出人に関する事項、口頭意見陳述希望の有無等）、直ちに変更事項を書面により審査委員会に届け出てください。

ただし、審査申出物件に関する変更は、申出物件と異なる新たな主張になるため、認められません。

また、申出の理由等については、変更の届けではなく反論書等で別途主張してください。

5 審査申出書の提出先及び提出方法

審査申出書は東広島市役所財務部市民税課で受け付けます。支所・出張所では受付できませんので、ご注意ください。

郵送でも受け付けます（消印有効）。なお、上記1（5）に記載の申出期間を超えますと受付できませんので、ご注意ください。

原本の提出が必要になりますので、FAXでは受付できません。ご注意ください。

6 注意事項

審査申出を提出したからといって固定資産税の賦課徴収の執行が停止されるものではありません。したがって、固定資産税の支払が滞った場合当然に延滞金等が加算され、さらに滞納処分の対象になりますので、ご注意ください。

※仮に、納付いただいた後に審査の決定に基づいて価格が修正され、固定資産税額が減額された結果、過払い部分が生じた場合には還付がされることとなります。

提出場所及び問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

東広島市役所財務部市民税課内

東広島市固定資産評価審査委員会

TEL.082-420-0910

FAX.082-422-6810 (問い合わせのみ)